

第二十六回国会
衆議院

地方行政委員会議録 第五号

昭和三十三年三月五日(火曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 門司 亮君

理事 龜山 孝一君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 川村 義義君

青木 正君 川崎末五郎君

木崎 茂男君 瀧澤元三郎君

櫻内 義雄君 丹羽 兵助君

徳田興吉郎君 今村 等君

古井 喜實君 加賀田 進君

大矢 省三君

出席國務大臣

國務大臣 田中伊三次君

出席府政務委員

自治政務次官 加藤 精三君

總理府事務官(自治行政部長) 小林與三次君

總理府事務官(自治行政部長) 柴田 護君

委員外の出席者 専門員 岡地与四松君

三月五日

委員伊藤卯四郎君及び北山愛郎君辭任につき、その補欠として田中武夫君及び矢尾喜三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月四日

公営企業金融公庫法案(内閣提出第六九号)

同日一日

遊興飲食税減免に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第一五三〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公営企業金融公庫法案(内閣提出第六九号)

昭和三十三年度地方財政計画に関する件

○門司委員長 これより會議を開きます。

昨四日、本委員会に付託になりました公営企業金融公庫法案を議題といたしまして、政府当局より趣旨の説明を求めます。田中國務大臣。

公営企業金融公庫法案

公営企業金融公庫法

目次

第一章 總則(第一条—第八条)

第二章 役員及び職員(第九条—第十八条)

第三章 業務(第十九条—第二十条)

第四章 公営企業債券(第二十一条—第二十七条)

第五章 會計(第二十八条—第三十四条)

第六章 監督(第三十五条—第三十七条)

第七章 補則(第三十八条—第三十九条)

第八章 罰則(第四十条—第四十一条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 公営企業金融公庫は、公

営企業の健全な運営に資するた

め、特に低利、かつ、安定した資

金を必要とする地方公共団体の公

営企業の地方債につき、当該地方

公共団体に對し、その資金を融通

し、もつて地方公共団体の公営企

業を推進し、住民の福祉の増進に

寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において次の各号

に掲げる用語の意義は、当該各号

に定めるところによる。

一 公営企業 地方公共団体が行

う事業のうち、主としてその経

費を当該事業の経営に伴う収入

をもつて充てるもので政令で定

めるものをいう。

二 地方債 地方自治法(昭和二

十二年法律第六十七号)第二百

五十条の規定によつて許可を受

けた公営企業に係る地方債で、

政府資金による引受が行われな

いものをいう。

(法人格)

第三条 公営企業金融公庫(以下「公

庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 公庫は、事務所を東京都に

置く。

(資本金)

第五条 公庫の資本金は、五億円と

し、政府が産業投資特別会計から

その全額を出資する。

(登記)

第六条 公庫は、政令で定めるところ

により、登記をしなければならない。

第七條 公庫でない者は、公営企業

金融公庫という名称又はこれに類

する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条(法人の不

法行為能力)及び第五十条(法人

の住所)の規定は、公庫について

準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 公庫に、役員として、理事

長一人、理事三人以内及び監事一

人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、公庫を代表し、

2 前項の規定により登記を必要と

する事項は、登記後でなければ、こ

れをもつて第三者に對抗すること

ができない。

(名称の使用制限)

第七條 公庫でない者は、公営企業

金融公庫という名称又はこれに類

する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条(法人の不

法行為能力)及び第五十条(法人

の住所)の規定は、公庫について

準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 公庫に、役員として、理事

長一人、理事三人以内及び監事一

人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、公庫を代表し、

その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところ

により、公庫を代表し、理事長を

補佐して公庫の業務を掌理し、理

事長に事故があるときは、その職

務を代理し、理事長が欠員のとき

は、その職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査す

る。

(役員の任命)

第十一条 理事長及び監事は、主務

大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認

可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十二條 役員の任期は、四年とす

る。

2 役員は、再任されることができ

る。

3 役員が欠員となつたときは、遅

滞なく、補欠の役員を任命しなけ

ればならない。補欠の役員の任期

は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格事項)

第十三條 次の各号の一に該当する

者は、役員となることができな

い。

一 國務大臣、国会議員、政府職

員(人事院が指定する非常勤の

者を除く)、地方公共団体の議

会の議員又は地方公共団体の長

若しくは常勤の職員

二 政党の役員

(役員の兼職禁止)

第十四條 役員は、営利を目的とす

る団体の役員となり、又は自ら営

利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五條 公庫と理事長又は理事と

の利益が相反する事項について

は、これらの者は、代表権を有し

ない。この場合においては、監事

が公庫を代表する。

(職員の任命)

第十六條 公庫の職員は、理事長が

任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七條 役員及び職員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)

第十八条 公庫は、役員及び職員に對する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 地方債の資金の貸付又は証券発行の方法による地方債の応募

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 公庫は、前項第一号の場合において、当該地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可があるまでの間において特別の必要があり、かつ、当該許可があることの見込が確実であるときに限り、当該許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付をすることが出来る。

(業務方法書)

第二十条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

(業務の委託)

第二十一条 公庫は、特別の必要がある場合には、地方公共団

体に対し、資金の貸付に関する調査事務の一部を委託することが出来る。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することが出来る。ただし、資金の貸付の決定については、この限りでない。

(事業計画及び資金計画)

第二十二条 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第四章 公営企業債券

(債券の発行)

第二十三条 公庫は、公営企業債券(以下「債券」という。)を発行することが出来る。

2 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(一般担保)

第二十四条 債券の債権者は、公庫の財産について他の債券者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(発行事務の委託)

第二十五条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することが出来る。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

(政府保証)

第二十六条 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することが出来る。

(政令への委任)

第二十七条 前四条に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 会計

(予算及び決算)

第二十八条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十九条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(短期借入金)

第三十条 公庫は、第二十三条の規定により、債券を発行して資金の調達をしようとする場合において、発行までの間の資金繰上必要があるときは、当該債券の引受契約が成立し、又はその引受契約の成立の見込が確実である場合に限り、かつ、発行しようとする当該債券の金額の限度において必要な金額を限り、当該債券の発行により調達する資金の前借として、主務大臣の認可を受けて、金融機関から短期借入をすることが出来る。

2 前項の規定による短期借入金

は、当該短期借入金に係る債券の発行があつたときは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。

3 公庫は、第一項に規定する場合のほか、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金

(資金の交付)

第三十二条 公庫は、業務を行うため必要があるときは、第二十一条の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託者」という。)に対し、資金の貸付に必要な資金を交付することが出来る。

(会計帳簿)

第三十三条 公庫は、主務大臣の定

めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十四条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することが出来る。

第六章 監督

(監督)

第三十五条 公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に對して、業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(役員解任)

第三十六条 主務大臣は、公庫の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することが出来る。

一 この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の言渡を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認め

るときは、公庫若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(主務大臣)

第三十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

(恩給)

第三十九条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされるもの(以下本条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公庫の職員になつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十條第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員又は公務員とみなされる者若しくは公営企業金融公庫の職員として在職し」と読み替へるものとする。

第一類第二号 地方行政委員会議録第五号 昭和三十三年三月五日

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公庫の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公庫の職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公庫の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公庫の職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公庫の職員としての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に算入する。

4 第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、公庫の職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二の規定の適用又は準用については、公庫の職員としての就職を再就職とみなす。

6 公庫は、第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

第八章 罰則

第四十条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十一条 第七條の規定に違反して公営企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(設立の手續)
2 主務大臣は、第十一条第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の設立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対して出資金の払込の請求をしなければならぬ。

6 設立委員は、出資金の払込があつた日(出資金が分割して払い込まれた場合においては、第一回の払込があつた日)において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた後、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 公庫は、前項の規定による設立の登記をするに於て成立する。

(登録税法の一部改正)
9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ七」を「第二号ノ八」に改め、同条中第二号ノ八を第二号ノ九とし、第二号ノ七を第二号ノ八とし、第二号ノ六の次に次の一号を加える。

二ノ七 公営企業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録
(印紙税法の一部改正)
10 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ノ二の次に次の一号を加える。
五ノ四ノ三 公営企業金融公庫ノ発スル証券、帳簿
(所得税法の一部改正)
11 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「及び北海道東北開発公庫」を、北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫に改める。
(法人税法の一部改正)
12 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「北海道東北開発公庫」の下に、公営企業金融公庫を加える。
(大蔵省設置法の一部改正)
13 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号の三を第六号の四とし、第六号の二の次に次の一号を加える。
六の三 公営企業金融公庫を監督すること。

(国庫出納金等端数計算法の一部改正)
14 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。

15 予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正

法律(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。

16 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。

17 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び北海道東北開発公庫」を、「北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。

第五條第二項第二号中「長期借入金」の限度額を「長期借入金」の限度額とし、公営企業金融公庫法

(昭和三十三年法律第 号)第三十條の規定による短期借入金を除く。

に改め、同項第三号中「北海道東北開発公庫」の下に「及び公営企業金融公庫」を加え、同条第三項中「北海道東北開発公庫」の下に、公

営企業金融公庫にあつては公営企業債券を加える。

18 (自治庁設置法の一部改正) 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 公営企業金融公庫を監督すること。

第十二條第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 公営企業金融公庫を監督すること。

○田中事務大臣 公営企業金融公庫法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

地方公共団体が経営しております公営企業は、水道、交通を始め多岐にわたっており、これが整備拡充は、民生を安定するためにも地方産業を振興するためにも、きわめて緊要と存ぜられ、政府といたしまして、一段とその積極的な推進をはかりたいと存するのであります。

すなわち、地方債につきましても、一般会計分は公債費対策の一環としてこれを漸減し、必要な限度にとどめる一方、公営企業債は、可能な限り増額することといたしたものであります。

しかしながら、公庫地方債の消化につきましても、一部の地方公共団体に

除き、必ずしも容易でなく、また、その条件も必ずしも低利かつ安定したものと申せないのでございます。従いまして、公営企業の推進のためには、これがため必要な資金のワクを拡大するとともに、その調達を容易にし、その資金を低利かつ安定した条件で供給することがぜひとも必要であります。

このように要請に基づいて、公営企業のうち、特に低利かつ安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に對し、その資金を融通する公営企業金融公庫を設け、公営企業の健全な運営に資し、住民の福祉の増進に寄与したいと存じます。

次に、この法律案の内容の概要を御説明します。第一章は、総則でございまして、公庫の目的のほか、事務所、資本金その他必要な規定を設けております。

すなわち公営企業金融公庫の資本金は五億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資することといたしております。

なお、公庫の對象とする公営企業は、地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経営を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めることといたしております。

第二章は、役員及び職員に関する規定でございまして、役員の数、職務、権限、任命及び任期など必要規定を設けております。

いすれも既存の他の公庫と同様の規定を設けているのであります。

第三章は、業務に関する規定でございまして、公庫の業務は、申すまでもなく、その目的に即応し、公営企業の地方債につき資金の貸付を行うとともに、必要な限度においていわゆる起債の前貸し資金を貸し付けることといたしております。

公庫は、地方の機関を設けることを避け、その業務の一部は、地方公共団体及び金融機関に委託できる方途を講じております。

このほか、業務方法書、資金計画及び事業計画は、他の公庫と同様、主務大臣の認可事項といたしております。

第四章は、公営企業債券に関する規定でございまして、公庫の発行する公営企業債券については、政府がその元利の支払いを保証するものと、昭和三十三年度におきましては、七十億円の発行を予定しております。

第五章は、会計でございまして、この公庫には公庫の予算及び決算に関する法律の適用がございすほか、利益金の国庫納付、余裕金の運用、資金の交付などについて必要な規定を設けております。

短期借入金金は、公営企業債券の前借りとして必要な場合に限り金融機関から借り入れできるものとしております。

第六章は、監督の規定でございまして、一般的に監督、役員解任、報告及び検査が内容でございまして、第七條は、補則でございまして、公庫の主務大臣は内閣総理大臣及び大蔵大臣とし、公庫の職員につきましても、最短期間給年限に達しない者について恩給通算の道を開くことといたしております。

第八章は、罰則でございまして、この公庫は、地方公共団体を對象といたします関係上、必要最小限度の規定にとどめております。

く、その目的に即応し、公営企業の地方債につき資金の貸付を行うとともに、必要な限度においていわゆる起債の前貸し資金を貸し付けることといたしております。

公庫は、地方の機関を設けることを避け、その業務の一部は、地方公共団体及び金融機関に委託できる方途を講じております。

このほか、業務方法書、資金計画及び事業計画は、他の公庫と同様、主務大臣の認可事項といたしております。

第四章は、公営企業債券に関する規定でございまして、公庫の発行する公営企業債券については、政府がその元利の支払いを保証するものと、昭和三十三年度におきましては、七十億円の発行を予定しております。

第五章は、会計でございまして、この公庫には公庫の予算及び決算に関する法律の適用がございすほか、利益金の国庫納付、余裕金の運用、資金の交付などについて必要な規定を設けております。

短期借入金金は、公営企業債券の前借りとして必要な場合に限り金融機関から借り入れできるものとしております。

第六章は、監督の規定でございまして、一般的に監督、役員解任、報告及び検査が内容でございまして、第七條は、補則でございまして、公庫の主務大臣は内閣総理大臣及び大蔵大臣とし、公庫の職員につきましても、最短期間給年限に達しない者について恩給通算の道を開くことといたしております。

第八章は、罰則でございまして、この公庫は、地方公共団体を對象といたします関係上、必要最小限度の規定にとどめております。

以上、附則におきまして、設立の手續を規定するとともに、各種の税法、設置法など関係法律の改正を行うことといたしております。

以上が公営企業金融公庫法案の趣旨でございます。

○門司委員長 本法案に対する質疑はあとに譲ることいたします。

○門司委員長 次に、昭和三十三年度地方財政計画について前会に引き続きまして質疑を続行いたします。川村君。

○川村(維)委員 この前の委員会ですし、関連してお尋ねしたのであります。が、きょうは公債費の問題、給与関係の問題、地方債の問題等々、とりあえず数点お尋ねをいたしたいと思っております。

これまでもいろいろ問題になっておりましたが、この委員会を通じて大臣の方から明らかにしていただきたいと存じます。

公債費の問題は、この前の委員会で大蔵からいろいろ詳しく説明をいただいたのでございまして、大蔵政府の考えをわれわれは了承することができたと思っております。

ただ、私に申し上げるまでもなく、昭和二十九年から特にこの赤字の問題が地方財政の問題として大きく取り上げられて参つて、政府も地方財政の確立にできるだけの努力を重ねてこられたのであります。

すけれども、今日まだまだその明るい見通しというものは、そうたやすく立つたとは思ふことができない状態であると思われます。

三十三年度あるいは三十四年度、特に三十三年度のごときにはいろいろ問題が多かつた中に絶対赤字は出さないとし

て、自信を持って政府があるいは再建促進法であるとか、その他自治法改正であるとかいろいろ処置されましたけれども、やっぱり相当の赤字を地方の自治団体は背負い込んでしまったというふうな状況で、結局これらの地方財政をりっぱに立て直すには、どうしてもこの地方債の問題に抜本的な手をつけなければならぬということ、これはこの委員会においてもあるいは他の識者の間においても論ぜられてきたことでありまして、私が申し上げるまでもございせん。ところがこの三十二年度こそ地方債の抜本的な解決策が打ち立てられるであろうと期待をいたしておたのでありますが、自治庁は百九十五億の元利補償の経費等を考へて、その実現に努力をしてきたようでありまして、実際出てきたところを見ると、そういうものは全然見受けられないという状況になってしまつております。その起債対策として大臣のお話をお聞きしたところを要約いたしますならば、私の聞き間違いがあつたら御訂正を願わねばなりません、昭和二十六年、二十七年の給与費の不足分として、起債をもつて充当しておる金額が百四十七億あつた。それが三十二年の現在九十七億余つておる。それらを元利償還するとなると二十億必要である。そこでこの二十億についてはこれを見たい。また一般の公共事業や失業対策事業、学校建築等の公債費が現在二千六百三十億ある。その三十二年の利子が百五十五億であるから、その半額を見たい。こういうことで、つまり第一次の予算補正において出てくるこの百億の中から昨年度の年末手当の一五分を

処置する十六億と、三十一年度分の不足の補てん分八億とを取り去つた七十六億、これによつてその起債の給与関係の二十億と一般公共事業等の百五十五億との半額、それを特別の三十二年の交付税配付の形で見ていこうというふうな説明があつたわけでありまして、これらの金額は結局七十六億では相当不足を出しております。この前の大臣の言葉によりますと、何か第二次補正でこれを期待しているようなお言葉がありました。一体第二次補正といふものは実際政府がやるのかやらないのか。やつたらその中にこの起債対策としての不足分の金額をどれくらい用意しておるのか、考へておるのか。われわれといたしましては、そのほかに二十九年度揮発油増徴でございまして、あれの予算補正によるところの公債で減収分を始末した金額等が十七億か二十億あると思うのですが、そういうものもやはり当然この中に含めて考へていかねばならないと思ふのですが、そういうふうな問題をどのようににあわせて始末していかれようかと考へておられるのか、その辺のところを大臣の方から一度明らかにしたいと思ひます。

●田中 国務大臣　ただいま御意見をいただきましたように、地方公債費の中で給与費関係の本年末現在分九十七億円の来年度分の償還分二十億、それから公共事業関係の百五十五億、これの二分の一といふものを交付税の形で補給をしていくという、そのやり方をするためには七十六億では足らぬではないかというお話でございますが、その通りでございます。大体どれくらい足るまいかという事柄でございますが、大

体二十億、百五十五億の二分の一といふ金額は、いずれも交付団体及び不交付団体を含んでいるものでございませう。従つてこの中にどの程度の不交付団体分があるかと申しますと、二十億の關係におきましては大體三億内外、それから百五十五億の利子の半額の間に關係いたしましては不交付団体分が二十一億ぐらい、従つて合計二十四億内外の不交付団体分には、来年度に限り金をやる必要がなくなるわけでございます。こういうふうに計算を参りますと、大體不足するところは数億圓、ほんやりした言い方で恐縮でございますが、七、八億圓の不足ではなからうかと考へるのでございませうが、この不足は前回の委員会においても答弁の際に申し上げましたように、政府は第二次補正予算を組む見通しでございます。第二次補正予算をいつごろ出すかという問題でございますが、今月中に具體的な計數整理ができ次第、その補正が出せる見込みでございます。その見通しは大體国税三税の所得税、法人税及び酒税、そのうち所得税及び法人税を中心として財源を捻出する見込みでございますので、これから特別会計に繰り入れます交付税の總額は、ちやうどこちらが不足と考へております七、八億程度のものが収入となる見込みでございます。

●川村 總委員　一応見通しといたしましては今大臣のお話のような構想といたうがあるかもしれませんが、どうもこの委員会に、こういう地方財政計画として、あるいは今日の地方財政の重大な問題を処置していこうというこのときに、最も重要課題となつて地方債の問題をそのような形で考へて

おられる、何かしら固まつていないという問題が出てきておるといふことについて、われわれといたしましては大へん不安な気持ちになつてこの委員会の審議に臨んでおるわけでありまして、大へん遺憾に思つておるわけでありませう。大臣予算委員会の方においでになるそうですが、これはどちらが大事かわかりませうけれども、大臣のお立場もありませうから、問題が飛ぶかもしれないが、大臣に對してあと一、二点お尋ねをいたしておきます。

今のお話しの八十億余りの關係の公債費を処理するため今度の第一次補正で百億組まれた、こういうことなんでしょうが、これは私がもう申し上げるまでもなく、この百億といふものはこのままほおつておいても、三十三年には交付税の特別会計に繰り入れられてくる性格のものであつて、どうもこの重要な公債費対策として政府が、自治庁が、大臣がほんとうに地方の財政を確立していこうというその熱意のもとに、地方のために国が余分に支出したところのありがたい、処置された金額ではない、こういうふうになつておれば受け取らざるを得ないのであります。この辺について、あるいはそれだけでもそれを三十二年に処置するようにしたらいのじやないかという御意見もあるかもしれませんが、われわれは当然このままほおつておけば三十三年に入つてくるやつを、何かしら大へん変つてこな法律を作つて、三十二年の対策として持つてこられたというところ、それ自体にも奇異な感じを持つわけでありませうけれども、決して国が責任を持つて地方の公債費対策に余分のものを出した、いわゆるこれ

まで論ぜられて参りましたように、この公債費の累増といふことについては、国としては相當の責任があるわけでありませう、その責任を果しておるとは言えない、こういうふうな受け取つておりますが、この辺に對する大臣のお考え、それから三十二年は、そういうふうな大へん変つてこな形で処置されまして、三十三年以降についてはどういふような考へ方が、その対策、施策が政府にあるかどうか、この点を一つ明らかにしておいていただきたいと存じます。

●田中 国務大臣　お前のやつたことは先食ひの財源を使つておるではないかというお言葉でございますが、その通りの実情となつております。そこで三十二年はそれで許してやるとして、三十三年の根本的の対策はどうするかといふ第二段のお言葉でございますが、三十三年以降はこの公債費対策といふものを本格的な姿に持つていきたい。具體的に本格的な姿とはどんなことを考へておるのかといふことは、そもそもこの公債費対策といふものを本格的なものとしてやつていきますためには、やはり交付税などという形で実行するのでなしに、先ほどもお言葉をいただきましたように予算の別建ての、獨立の柱を予算の上に立てまして、公債費対策費とも称すべきものを立てまして、そうしてその公債費の別な柱の立つた予算の実行として、その新法律に基いて予算の実行をする、こういう形において国の一般財源がこれを見ていくという、その形で地方の各自治体にこの金を渡していくということが筋となるわけでございます。

す。そういう本格的なものを本年もやりたかったわけですが、何分永年要望されてきたことが、毎年々々御要望のみにとどまりまして、その実現がでなかつたことの現状にもかんがみまして、今年はどうでもこうでも私の気持ちとしては無理押しをいたします。何としても今年には公債費対策の国の行方として第一歩を一つ踏み出したい、こういう悲願に近い念願とでもいふべきものであつたわけですが、そういう悲願を胸に抱きまして議論を重ねました結果、大蔵当局とも相談をいたしましてこの先食いをしよう、こういうことになつたわけでございます。問題は先食いをした七十六億圓という金、第二次補正が来ますと第二次補正の数億圓というものもさらに先食いをすることになりませんが、この一次、二次の繰り入れの先食いを一体どうするかということでございますが、この点についても閣議を通じて数時間議論を重ねて、そして結局結論が出ませんので、この先食いをした穴のあいた交付税額の穴を埋めるといふ言明をここで得て、そして自治庁、大蔵省両者との間に意見の一致を見る段階までにはまだ至つておりませんけれども、大蔵省は、これはお前の食つていくものだから、先食いは先食いで穴は埋めないんだ、そういう態度では絶対にないわけでありまして、埋めるとも埋めないとも言わない。そしてその理由はどういふことかという、大へん不まじめなように聞えますが、そうではないのであります。税収にも一大変化を来さず見通しのある昨今でありますので、来年度の税収の工合も十分に見て、その上で地

方財政の現状に照して、埋めるべき必要があれば埋めよう、こういう趣旨をもちまして、埋めるとも埋めないともきめないうままに先食いをすることの結果になつたような次第でございます。○川村(總)委員 大臣の大へん御苦心なさつたことはよくわかるのであります。結局問題はやり方そのものにもいろいろ疑問が残るわけですが、三十三年度の今の穴、先食いをした残りをどうするかという問題が、また一つ残つておると思つております。これが今大臣のお話のように、大蔵省としてはどうするといふことを全然言明してないといふわけですから、問題はまた次の年に残つてくるわけですが、こういうような形でとにかくやられるといふことは、地方の財政計画の上から考えても、実際の地方財政の運用の上から考えても、大きな問題を残しておると考えないわけにいかないのであります。今田中長官は御自身の責任で一生懸命努力されておられますけれども、しかしいづ大臣をおやめになるかもしれせんし、この穴を埋めるときになると、また違つた方が出てきて、おれはそんなことは知らなかつたと言われると大へんなことになるという問題を残しておるのであります。そういう点についてわれわれはこの点を明らかにせずに、この問題が出てきたといふことを非常に遺憾に思つておられます。長官の在任中に一つ何とか明らかにしていただきたい、そういう気持ちで一ぱいなのです。もう一つの問題は、あとでまた次官あるいは財政部長に聞きたいと思つていますが、給与の問題であります。今度国

に給与改訂をやる。そうなりますと実際に大臣も御承知と思つておられます。ここ二、三年來地方の自治団体は特に地方公務員の給与に対しては、昇給のストップあるいは延滞といふように非常に大きな犠牲をしいながら実施してきて、地方財政の建て直しに懸命な努力を続けてきているわけですが、今度給与改訂といふものが実施されまふと、実は財源的に果してこれがどの地方団体も円満にうまく実施できるか、人事院勧告の線であるとか、あるいは中央の団体が要求したしております二千円関係であるといふことは一応論外にしまして、これが実施できるものであるかといふ疑問が非常に出てくるわけですが、と申し上げますのは、これは私どもの見解でございますけれども、いろいろの資料によりまして、今度の三十一年、三十二年といふのは、たとえば東京、大阪、兵庫とか——これは税収が非常に多く伸びておる、こういうところは実施するに問題はないと思つておられます。九州における佐賀であるとか、あるいは鹿児島であるとか、熊本であるとか、こういう多くの県は、特に再建団体の適用を受けておるような県では、自然増収といふものは非常に大きな伸びの率を示してない、こう見ておるわけですが、今度の地方税の改正で、七億億とかいふ自然増収があるのだ、こういうふうに長官も言われたようにすけれども、それは全国の地方団体が平均をしてそういうような税の伸びをしていゝところ、ほとんども伸びていないところがあるだろう、こう考えられますので、自然増収等の税源が少い、いわゆる財政的にどうも豊かになつてこない

ようなところは、一体給与改訂がうまくいくかといふ疑問がございます。給与改訂をやるとなると、これはどこでもみな一律にやらなければならぬ。ところが、税収といふものがそういうように平均して出てきていないといふことになつておると、ずいぶん問題が残つてくる。こういう場合に、長官とされて、地方公務員の給与改訂について、どのような考えをお持ちであるか、あるいはこれらの実際の切りかえに當つて、どのような行政指導をお考えになつておるかといふことなど、長官の御責任の立場でお考えをお聞かせ願ひたいと思つております。○田中事務次官 今お尋ねの第一の問題の、公債費対策の先食いの財源をどうするかといふ問題について、いつまでもお前がおるわけじゃないからといふお言葉がございましたが、その通りでございますが、これは私はこういうふうに考えて間違ひはないと見ております。本来公債費対策は、国の責任を明らかにするもので、国から出してやるべきものを借金で背負わしてきておるものが、地方公債費のうちに重なる部分がある、それが問題の本年度末の給与費の九十七億圓であり、利子補給の百五十五億といふものです。これを公債費対策を立てるといふ以上は、先食いの財源が出て立てるべき筋合いのものではない、何としても国が予算上の措置を講じて、国の一般会計とで、私を見るべきものであるといふことが、私が在任しようがしまいが、事務の性質がそういうものでございます。本来国の負担において、国の責任において出すべきものを、三十二年度は国に財源のゆとりがないから、先食いをしてくれといふことになつておるわけ

でございますから、地方財政上ゆとりがない状況が本年のごとく起きました場合には、当然これは埋められなければならない、こういう一般原則から、事務の性質にかんがみるときにおいては、どの大臣があつて参りましても、私はこの方針は貫き得るもの、こういうふうな考えで、やや安心をして見ておるわけでございます。ただ、再来年の場合をこしの予算折衝で折衝をいたしますことは、事がめんどろにかつ複雑になりますから、ことしはとにかく踏み切りをつけることに了承をし、大蔵当局も了解をして、この臨時の一年限りの公債費対策についての新たな法律の改正についても同意を与えておる、こういう事情でございます。自治庁限りで勝手にやつておることではございませんから、これは必ず三十三年度からは実現のできるものと期待をしておるわけでございます。それから第二の給与の問題でございますが、これはまさに重要なことと存じますので、私の考え方を申し上げてみますと、給与費に關しまして、この間の地方財政計画でごろんをいただきます通り、四千四百三十五億圓の給与費が地方財政計画中の第一項目に計上してございます。これは表はそういうことでございますが、その内容を見ますと、昨年と比べますと、四百六億圓ばかりの増が見込んであるわけでございます。四百六億圓の増を見込みまして、四千四百三十五億といふものが、支出の給与費関係の金額として計上をしておるわけでございます。その必要なる内容は、何分にも地方公務員のベース・アップにつきましては、二十九年一月一日にベース・アップをいたしましたきりでアップが

できておらぬ、そして今回は六・二の
の国家公務員の給与のベース・アップ
を行つたわけでございまして、この給
与改訂に伴ひまして、地方公務員にお
いても給与の改訂をやらさう。それか
らもう一つは、定期昇給についても延
伸、ストップをしておるうらみが所々
にございまして、一つ定期昇給を行
わしめよう、こういう定期昇給及び
ベース・アップというのを勘案いた
しました結果、昨年と比べて四百六
億円の増を見込んだ地方財政計画を立
てておるわけでございまして。そういう
事情でございまして、いやしくも国
家公務員に具体的なベース・アップが
行われます以上は、これに應じて
給与改訂を行つべきもの、こういうふ
うな信念を持ってこれを実施、指導を
する考えでございまして。ただ問題とな
りますのは、一体地方公務員のうち、
特に大都市関係の公務員の給与単価は
高いではないか、高いものまでこの際
上げる必要はないではないかという意
見は所々にたくさんあるわけでござい
ますが、給与の単価の高いものを適当
に引き下げていくということは、ある
いは人員淘汰——淘汰という言葉は語
弊がありますが、人員の新陳代謝、古
い、高い人をやめさして、新しい、安
い人を入れさせる、こういうことに
よつて平均のベースを下げていくとい
う努力でございまして、そういう新陳
代謝の努力も、全国を通じて熱心に各
都道府県市町村ともに行なつておる
という現状になっておりますから、地方
公務員、特に大都市の給与単価が国家
公務員に比べて高いという問題の解決
は、そういう別個の線において解決を
することに努力すべきもの、二十九年

一月以来ベース改訂を行なつてない現
状にかんがみまして、これに強く重点
を置きまして、この際はベース・アッ
プは右へならぬをする、そうしてまた
延伸をしております昇給関係におきま
しても、昇給をしていく、こういう明
るい気分では指導していくように
持つて参り、御心配をかけないように
していきたい、こう考えております。
○川村(總)委員 大臣にお尋ねしてお
くことが大へん飛び飛びで申しわけあ
りませんが、次に地方債計画につ
いて、ちよつとお考えをお聞きしておき
たいと思ひます。今年度の地方債計画
が一般会計分が五百二十億、公営企業
会計が四百七十億、その他合計一千七
十億となつて出ているわけでありま
すが、きよう御提案いただきました公
営企業金融公庫法案に対する大臣の御説
明の初めの方をちよつと見てみまし
ても、一般会計分はこれをだんだん減ら
して必要な限度にとどめる、公営企業
債は可能な限り増額することとしたし
ました、という言葉がありました、
この四百七十億という公営企業会計に
ついては、大臣としては、いわゆるこ
れが最大限度であるというようなお考
えであるか、あるいはもつとつとこ
ろを拡大する必要があるとお考えに
なつておりますか。なお政府資金と公
募債の割合を見ても、政府資金は二百
八十億、公募債が百九十億となつてお
ります。一体政府資金といふのはこれ
くらいの金額でいいのか。われわれと
いたしましては、政府資金をもつと
もつと出すべきである、こう考えるわ
けです。どうもほかの民間関係にはた
くさんの金を出しておいて、こういう
地方債においては政府資金を非常に出

し惜しみをしているというやうな問題
について、幾多の論点を持つておるわ
けですが、こういう点について大臣の
お考えをお聞かせ願ひたいと思ひ
ます。大臣は大へんお急ぎのようでご
ざいまして、一つ率直にお願いいたし
ます。
○田中(總)大臣 御質問のございま
した一般会計分については減となり、公
営企業関係の起債については増となる
というところでございまして、具体的
に申し上げます、一般会計分は来年度
は百九十五億減少せしめたわけでござ
います。それから公営企業関係にお
いては百五億増といつたしまして、四百
七十億といつた次第でございまして。
そういうふうなわけでござい
ますが、その理由は、一体一般会計の
起債といふものの扱いでござい
ますが、これは地方の税収自体に増収が見
込まれるというときにおきましては、
その増収の生じます見通しのある限度
において、やはり地方起債といふもの
は漸次削減をいたしていくことが常識
であり、これが地方健全財政の建前で
はなからうかという考え方を持つてお
るわけでございまして。同時に今度は反
対のことを考えるわけでござい
ますが、公営企業関係、こういう関係にお
きましては収益もそれぞれあることで
ございまして、それとは全く別に、
でき得る限り、これは国の財源の許す
限り増額をしていく、一般会計分
においては縮小をしていくが、返す見込
みのある公共企業関係、ことに収益を
得て参ります収益事業につきまして
は、これは極力拡張していくべきもの
である、こういう考え方に立つて、今
年はこの私の考えております第一年度

の大原則というものを打ち立てる意味
において、逆に百五億の増額をしたと
いうやうな事情となつております。将
来におきまして、本年は七百億の増
収があるわけでございまして、来年は
さらに大きな増収がある場合を考えて
みますと、一般会計分はもつと下げ
ます。そして同時に公営企業関係にお
きましてはこれをふやさんとふやしてい
く、こういうふやす方法につきましては、
国の財政の許します限り、この方面に
産投会計から金を注ぎ込んでいくよう
に、再来年以降におきましても努力を
していきたい、こういう考え方であり
ます。
○川村(總)委員 どうもありがとうございます
ございました。
○門司(總)委員 大矢君。
○大矢委員 非常に急を要しますか
ら、また大臣も急いでおられるよう
でございまして、簡潔に一つお尋ねし
たいと思ひます。
これは政府の重大政策としての減税
並びに公営住宅の増設、これは昨年の
委員会において、また特に参議院の委
員会で、前長官の太田長官から約束が
あった。従つてその公約が守れるかど
うか。私は重大な変化がない限り守れ
るものという前提に立つてお尋ねす
る。それは公営住宅について、昨年度
の三公社、それから都道府県の持つと
ころの公営住宅に対しては、御承知の
固定資産税をかける。その結果とし
て、最近四千円内外の公営住宅に対
して約六百円の値上げを通告している。
これは二、三日前大阪では大会を開い
て、また京阪神三都の大会が、二、三
日うちに開かれる。これは全国にまた
がった大きな問題である。さらに今後

の住宅政策に影響がある。いま一つ
は、国がそういうことをやるから、右
へならぬで、民間の家賃にも大きな影
響があるのです。これは重大な関心を
持つておるのです。当時これが当然借家
人に転嫁されて上であらうという
ことを心配して、執拗にこれをただし
た。その結果として、第三種の家賃は
絶対値上げしない、こういう約束で
あったが、それでも一般にはまだ値上
げのおそれがあるから、上げないとい
うことを一言明してくれということ
で、それじゃ上げないようにしよう
というのを言ひましたが、その方法とし
てそれじゃどうするかということに對
しては、地方債の償還年限を延長する、
そうして家賃に転嫁されないやうな方
法をとる、その次には、特別交付税を
もつてやる。しかれば特別交付税のい
かない不交付団体に対してどうする
か。交付税によつてあんばいするな
ら、不交付団体に対しては何らかの対
策がなければ、結局これは家賃に転
嫁されるおそれがあるから、どうする
かというのに対して、それは今言ひ
ました金利の値下げ、それから公債の
償還年限の引き延べ等によつて絶対値
上げさせません、こういう約束をして
よりやくあはれは通つた。ところが今度
そういうことで自治庁に尋ねていつて
も、むしろ上げたほうがよろしいな
ことを言つておるというやうなことを
聞く。平気で六百円からの値上げ、
家賃の一五%から、ときには二〇%
くらいになる、そういう値上げをや
らうということになると、これは約束違
反である。この間非常な変化があれば
別ですけれども、変化もないのに、大
臣がかわつたら、上げる、平気でその

ことを通告するということは、今言いましたように、今後政府の公営住宅の施策の上に、さらにまた民間の家賃に、ひいては国民生活に非常に大きな影響を持っておりますから、この際、もちろん約束したことは守りますという大臣の言明があればけっこうです。いかなければいかぬ理由を、簡単にけっこうですから、それだけを……。

○田中国務大臣 前任の大臣がどんなお約束を申し上げたかは、私は明確に記憶をいたしておりますが、ただいま御心配のことはございませぬように、私が責任を持って全国に指示を与えます。どうぞ御安心下さい。

なお一言、大事なことでございますから申し上げますが、公営住宅、公営住宅と申しましたが、これは課税の立場から申しますと大体三種類ございまして、一つは国家の経営しております公営住宅、一つは府県分の住宅でございます。一つは市町村の持つておる多少の住宅がございます。そこで市町村は、自分のところに固定資産税に相当する税金をもらいますから、自分の税金は自分でかけてないわけです。ところが税金を出しておられますのは、国の分は交付金によつて交付しております。それから都道府県分は、これはその所在の市に交付金をやっております。そういう関係上、どうもこの間にバランスがとれないということが一つございまして、いずれにしても、都道府県分も国の分も、いずれも固定資産税に相当する交付金というものは払っておるのですが、これをえてして財源の都合上、住宅を借りておられます居住者の家賃にこれを付加しようという傾向がございまして、付加することはよくないことだと

いう指示は実は自治庁長官から達しをしていただいております。しかしながら本年はこれをやめてはどうか、やはり家賃に計算するならば計算をさせてもいいじゃないか、こういうふうな意向が一方において強くもあり、そういうふうな全国的傾向が動向としていふやうな気配があることも事実でございますから、そういう御心配の起る余地のありませんように、いづれにいたしまして、この公営住宅関係は安んずる人が入っているものではないのでありまして、一般民間の住宅と比べると家賃は安い、しかしそこに入っております方の立場は、給与の低い、薄給の人が入っておられるわけでありまして、当然の間をもういふ固定資産税相当額を家賃に加算して負担を重くするということは断じて許さないと、こういう方向で厳格な達しをすることにいたしますから、どうかこの点は御安心をいただきます。

○大矢委員 今の御言明があれば安心するわけですが、一方都道府県の方は財政の関係でどうしてもそうしたいということをやめるかもしれない。だから今大臣は安心しろと言われたが、具体的な府県に対する対策として、前大臣が申されたような具体的な方向によつてカバーする御意思があるかどうか。今申しましたように、利子の値下げ、さらに償還期間の繰り延べ等によつて、そうしなくても都道府県に固定資産税の負担がからずして済むような具体的な、前大臣の言つた通りになされれば、それならばいい心配はしない。ところが強引にやるような都道府県があつた場合には、それに

対して何かの具体策を持つていなければ——具体策を持つてすれば、地方といへどもそういうことを強行することはないと思ひますから、その点をいまい度、安心しろと言ふけれどもそういう具体的な内容を含んでおるかどうかお聞かせ願ひたい。

○田中国務大臣 そういふ具体的な内容も含んでおります。全国どの地におきましてでもそういう例外的な勝手な措置が行えないように指示を徹底し、具体的にこれをカバーする道を責任をもつて講ずることにいたします。

○大矢委員 今度の財政計画を見ますと、地方税が非常に増税になつておる。これは自然増収だから増税ではないといふことの答弁があると思ひますが、いづれにしても相当な増税を見ておる。そこで政府がしばしば言うように一般に減税をやるのだ、それから公平に行う、むしろ零細な一般大衆に向つてできるだけ税の軽減をやるのだといふことを声明しておる。またさうあるべきだと思ふ。ところが今度は国税の減税のはね返りがあるから地方税の税率をあげる、増税ではないが税率をかえて、従来通りしようと言ふのだ、これを静かに考へてみますと、結局はこの税率の改正その他によつて国税に關係のない人が上ることになるから、これは地方の住民が増税になるといふことはいえるのじゃないか。それからもし国税が値下つたために地方の人がこれにかゝるといふことなら、これは大きな問題が残る。そこで地方税といふものを検討して、この税率といふものを考慮する必要があるのじゃないかと思ふが、その点について経過を一つ……。

○田中国務大臣 主として住民税についてまず申し上げますと、税率を現行の二・一%のままで据え置いて計算をいたしますと、二百億圓をこえる減収になるわけでございます。そこで何とかこの減収を避けようとする努力の結果が、この二百億圓余りの減収が起らないように税率を上げる以外に道はない、しかしその結果負担の増になるような改正はやるべきでないといふことで努力をいたしました結果、これを平年度におきましては二・八%、来年度におきましては特に二・六%の税率に調整をしようという、調整などという大へん上手な言葉を使つて説明をしておるわけでございます。しかしながらその結果やはり百億圓前後の減収がある、二百億圓余りの減が百億圓程度の減にとどまるということでございます。全国的に見ますと、現行負担の程度と比較をいたしますとやはり減税となる、これはさうでもない、表裏ともにほんとうのことでございます。

そこで、今先生のお言葉の通り、本年度の地方財政計画にも六百八十八億という七百億に近い増収が見込まれておるわけでございますが、こういうときどうしてそんな無理をして、百億くらいの金をとるためにパーセンテージを二・一から二・六とか二・八とかいうところに引き上げるのかというおしかりのことと存じますが、本年は六百八十八億相当の増収があると申しますものの、今日までの地方財政の悪戦苦闘の血の出るような貧乏ぶりというものはごらんのようにあります。そこで私の考え方は、七百億内外の増収ではあるけれども、何とか来年は二百億程度のはね返りを百億程度にとどめて、せ

めて百億でもかせいでいきたいといふような苦しい考え方が、この調整という言葉になつて表向きの税率を上げた、こういうことになつておるのであります。そこで根本対策はどうする気かということになります。再々年は、来年の七百億に対して千数百億の減収のある状態に——神武以来の景気がにせものであるといひましたも、三十三年以降においては相当な増収が見込まれるものと考へますので、こういう時期を迎えました時は、ちやうど来年の今ごろ、予算折衝が終つて法案の御審議をいただきますような時期が参りましたならば、見通しのつくことと存じますから、再来年以降においては増収に應じて、高い高いと言はれる地方税を漸次軽減する方向に、国税の減税とは別個の立場で、地方税自体の減税をしていく方向に向つて努力をしていきたい。一方においてその増収を用いて行政水準を引き上げていく、また他方においては地方税を自他、国税の減税とは無關係に、独立して軽減していく方向に向つて努力をしていきたい、こういう気持ちでやつていきたいと存じます。

○大矢委員 大臣は多分御存じだと思ひますが、最近学校の校舎の増築その他消防、警察の協力費、いろいろな名目で強制的に寄付行為というか割当といふものが非常に多くなつてきておる。このことを考慮なくして地方税を考へるわけにいかない。特に最近消防本部の建設費とかいろいろ地方で問題が起きておるようですが、今後こういうものについては、必要なものはある程度国がこれに対して当然見るべきものは見て、負担を間接的にも軽減する

ようにすると何らかの方法をとらなければ——税率を変えてまでも通じたりとする、そのほか寄付行為は強制的にどんどんやられるということであれば——ほかのことでは断られませんが、地元顔の顔色を見ていると断られないし、第一言葉も出ないで、陰で泣いておるといのが実態ですが、このことについてどの程度考慮されているか、また総額がどの程度になっているか、これを伺いたい。

○田中事務大臣 地方自治体の寄付、これに類する支出でございますが、その総額は御心配をいただきますように非常に大きなものでございまして、詳しい数字はわかりませんが、大体全国を通じて四百億ちょつと出るのではないかと。大体四百億内外と踏んでおります。それで今まではどんな対策を講じておるかというお言葉でございますが、自治体々々の財政事情によって情勢は違いますが、それぞれ一定の基準を設けてまして寄付については制限を加え、その金額以上寄付金の支出をいたします場合は自治庁長官のオーケーが要る、こういう方向でやってきておるわけでございますが、何にいたしましても、何だかんだと項目の流用等をおとしまして、個々に寄付金を出しておるといふ金額でございます。表に出ておりますのは総額としては四百億内外と見ておるわけでありまして、私は五、六百億もの大きな支出が出ておるのではないかと。これはかりにそう踏んで参りますと、まことに地方財政にとつての重大事でございます。そこでお言葉のございましたこの機会に、将来の大方針というものを申し上げてみたいのでありますが、私の考え方は、本年

直ちにこれをやりたかつたわけでございますけれども、何しろ組閣をいたしました瞬間から国会が始まったというような事態で、その準備をする時間的余裕がなかったわけでございます。余の来年度はこれでやっていくわけでございますが、再来年度以降におきましては、一切地方自治体の寄付というものは、事大にかかわらず、これを厳禁——小さいものはやらず、大きいものは許可を得る、一定限度はやってよいなどというようにしてまいりますから、出さなければならぬことになるわけでございます。地方自治体はすべてこれを禁ずる、すべて事大にかかわらず自治庁長官の許可が要るもの、こういう厳格な方向に寄付金というものを規制していきたく存じます。民間のことは言うをまたぬこととでございますが、民間にも迷惑をする寄付があり、これは事実上の税金以上のきゅうくつな寄付でございます。そういうことでございまして、あるいは全国的協議会を温泉で開くとか、どこその地域においてこういう協議会があると、審議会があるとかが、会費と称して出しておきます金額のときものを総計いたしますと、相当膨大な金額に上るものと考えますので、こういうものはすべて厳禁をする、そして書類をもつて整うところ

るものではないということを知徹底せしめる努力をいたしまして、将来はこれを厳禁する方向で、地方の赤字対策の一環として努力をしていきたいと考えておるわけでありまして。

○大矢委員 それではいま一点お尋ねしたいのですが、地方の財政負担に学校の持つウェイトがきわめて大きいと思う。そこで今度の公債その他教育面における財政計画の中で、学校児童数の自然増に対しての対策はあると思ふ。ところが先ほど申し上げました国の施策の住宅政策の上で、大都市その他いろいろな産業の事情で特別に膨張したところ、言いかえれば集団住宅が建ったところには特別の学校校舎の増築について配慮があるかどうか、これが一つ、それからいま一つは、当然自然増加の児童に対しての校舎の不足分は見えてある、こういうことを言われておりますが、その自然増の中にも、いわゆる経済上、社会上の情勢によつて特別にふえたところがある。たとえば造船ブームとかあるいは大きな工場を誘致したとか、いろいろな地方で非常な経済上の事情で特にふえたところがあるのですが、それは特別に考慮をされておるか、総花的に大体何%だからこれで割り当てたのか。それではそういう特別な事情にあるところは非常に困難がある。この学校のことにについてはしばしばPTAを初め地方自治体において非常な関心を持つています。そこでこの機会にどうしても二部教授その他の危険な校舎の改築をやりたと思つていろいろ申請するけれども、なかなか思うようにいかぬ。それは国の財政事情もありまして、他方とも

にらみ合せなければならぬでしょう、考慮されていると思ふますが、この問題は五カ年計画なら五カ年で解消するということと何とかが方針を立てない、毎年同じようなことになる。それから時勢に合わない単価の結果、特に地方は地方税に大きな負担が課せられておるといふことの大きな隘路になつておる。いずれにしても終戦後十年を経過して、ちよいと食糧事情が安定した二十三、四年ごろに生まれた子供が初めて入るのですから、非常な増です。特に大都市なんか集団住宅の増築あるいは社会経済上の情勢によつた不均衡な増という、これもあわせていろいろなものに加わつて、こういう結果になつて非常に困つておりますから、こういうことも考慮されて、公債の中にこれらの自然増あるいはその他の増に対する教室の増加の対策を置いておられるか、この点を各方面で心配されておるので、一つ伺いたい。

○田中事務大臣 お説のような事情が各地に起つておることは事実でございます。そこでそういう場合の教員数の増あるいは学校の建築、ことに大事なのは義務教育関係の学校の建築施設費でございますが、そういう問題につきましてはお言葉のごとく事情を十分に勘案をいたしまして、地方起債その他の際にこれを取り入れて措置することに努力をしていきたいと存じまして、現にそういう資料はほとんど上つてきています。なお自治庁の場合から申しますと——政府全体としてお答えしたいのであります。やはりこの問題は文部当局において十分これを理解いたしまして

事柄をきめていただきますと、起債の与えようがございませぬので、近く私のところの役所と文部当局の役所と、同時に建設関係も深い関係がございまして、建設関係の役所と、担当第一線の者が深く協議を遂げまして、人口の自然増に対するところの対策、それから自然増ではございませぬが、特殊事情の産業、景気に伴ひまして生ずるところの変化というものに措置をするように、一つ狭い範囲の起債でございますが、万遺漏なきを期していきように努力していきたいと存じます。なおこの問題は、最近の傾向は突如として変化の起るようなことも相当年度内においてあるものでございまして、一応そういう方針を立てた場合においても、全く突然のとき事、急激な変化によりますような場合もなしとしないのであります。あるいは港湾関係あるいは大工場の誘致関係などというものもございまして、そういう場合においては一般の交付税の単位費用に見られるものにつきましては交付税において見る、またそれを見ることのできないものにおいては特別のワグとしての、御承知の特別交付税もございまして、ことごとくございまして、そういう運用を通じてさらにその足らざることを補つていくような方針を取つていきたいと思ひます。

○大矢委員 けつこうです。

○加賀田委員 今川村君から質問のあった給与関係のことで質問いたします。先般の説明では給与関係の財源として、定期昇給として百三十億、それからベース・アップで二百二十四億見込んでおるといふお話であります。その中で定期昇給の平均金額はどれくらいに

なるかということ、それから定期昇給に見込んで内容の中で、現在の俸給表に基いて定期昇給を計画されているのか、あるいは国家公務員と同じようにな、御存じのように五本建が八本建になり、職階級が強くなつて、公務員等が相当反対しておりますが、そういう新たな国家公務員並みの給与表等の変更に基づく定期昇給という形で、この二百二十四億というものが計算されておるのか、この点一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 この実施計画における給与費は、これは従来からの例によりまして国家公務員に準ずるといふ建前をとつて、そして総額を見ておるわけでありまして、個々の団体のそれぞれの給与を積み上げてこれに上げておるわけではございません。今度のベース・アップは、要するに基本給の六・二％というふうに見えております。この中身は、今法律が国会に出されるようとしておるところでございますから、われわれといたしましてその中身はどうかというふうにならうとも、財源といたしましては基本給の六・二％の分はともかく確保しておく、そのワケ内において具体的法律の制定を待つて条例の制定を見よう、これが本俸の六・二％でございます。それでありますから、個々の団体の実績給を積み上げてそこで見た、こういうわけではございません。これは従来の通りであります。

○加賀田委員 平均はどれくらいですか。
○柴田説明員 給与改訂前と給与改訂後の昇給財源を見込んでおりまして、それは一般職員、高等学校、小中学校

みな違ふのですが、一般職員で申し上げますと、交付団体では八百七十円、不交付団体では九百二十一円の本俸で増、付加給の勤務地手当、扶養手当を入れて参りますと、一般職員の場合で申し上げますと、これは府県の場合で申し上げますが、交付団体で九百四十円、不交付団体で千四百円、それだけ財政計画上の給与単価が上つてくることになっております。

その他、詳細はあとで資料で御報告申し上げます。
○加賀田委員 やはり前の長官も、国家公務員に準じて地方公務員の給与の問題は考慮したいと言われておりますので、もちろん国家公務員の現在の政府の計画に準じて出すように思ひますが、その点各業種別にずっと区分して資料を提出していただきたいと思ひます。なお今の説明では、本俸だけの六・二という財源を見込んでおりますが、しかし国家公務員は本俸だけではなくて、本俸だけでは約八百円程度になると思ひますが、諸手当を含めると私の記憶では一カ月千二百四十円ぐらいのベース・アップに国家公務員はなるのじゃないかというようにことが言われておりますから、その点もよく研究されて、それに準じた資料を出していただきたいと思ひます。

○柴田説明員 この計算は国家公務員の場合と同様の計算をいたしております。国家公務員でも本俸に対する率はやはり六・二％であります。ただ基本平均ベースが国家公務員と地方公務員とそれぞれ違ふのでございまして、そのために金額的には差が出て参ります。

○川村(總)委員 大臣お残りいただきましたので、お尋ねすることがまた逆戻りするようで大へん恐縮でございますが、公債費の問題について、もう一つお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。公債費の問題で、さきに御説明いたしましたが、きつたような分については、へたでございまして、金の中から処置して行くという方法であるけれども、補正予算で出てくる金の中から処置して行くというふうな方法でございまして、そのうち、これは今背負い込んでおるような公債の処置についてもいろいろ論ぜられておるようでありまして、そこで第一に問題として考えなければならぬと存じます。これは、地方団体がやつております住宅であるとか、あるいは交通であるとか、今そこに出ておるようなところの公債企業関係、これらに関する政府資金の優遇期間というものは、政府機関が同じような仕事に貸し付けている資金の償還期間よりも短くなつてい

るのではないかと、こういうふうなものではないかと、こゝろに正してやる必要があるのではないかと、一つの問題であると思ひます。なお利子にいたしましては、六分五厘というように、私

たちは三分五厘などという線を財政再建計画のあの問題が出たときに論じたことがありますが、こゝろに利子を引

られてきたのでありますが、政府はこれの際これらの問題についての対策をどのようにお考えになつておるか、また実際どのようになつておるか、またおられるか、その点一つ大臣から明らかにしていただきたいと存じます。

○田中(總)大臣 公債費対策の一環として、先ほどから論議をいたしましたこと、ほかに、国家資金の利子の引き下げ、償還期限の延長という二つの方向にどういふふうな努力をする考えかというお尋ねでございます。まずこの利子の引き下げでございますが、現在政府資金は一律に地方公共団体関係は六分五厘となつておりますので、私の考えはこれを六分程度に引き下げを行

いたい、そして大いに寄与したいと考

に償還期限の延長という方針も具体的に処置をしていきたい。この二つの方針によつて御意向に沿うようにして参りたいと存じます。

○川村(總)委員 一つ御努力をお願いしなければならぬと存じます。おそれなく大蔵当局といたしましては、地方財政をあくまで今日まで苦勞をしてき

ましたものの立場から、なかなか要求そのものをいれてくれな

するといふ特殊な国家の政策、立場といふものから考えますと、国の財政事情ともならみ合せまして、どうしても最小限度六分程度が最も適当なものはなからうか。漸次先に行くに従ひましてこれを下げていくという努力をしておいくべきものではないかと考えております。

○川村(總)委員 大臣が六分程度にしたいといふお考えをお持ちであるといふことを、お聞きしておきたいと思ひます。

この際次官にちよつとお尋ねいたしたいのでございますが、次官は長い間地方行政のお仕事を重ねてこられました、大へん地方財政、地方自治には愛情を持って今日まで処してこられたとお聞きいたしておりますが、今大臣からる御説明をいたされましたように、当然国家が処置しなければならぬと思はれる給付関係の元利補給あるいは公共事業関係の元利補給、そういう問題につきまして、大へんおもしろい形で来年その公債対策がやられようとしておる。また累増しておられます公債の処置につきまして、大臣はいろいろお考えになつて御苦心なさつておるようでございますけれども、こゝういふふりをしてやるんだという決定と計画がはつきり打ち出されておらない。こゝういふことが考えられるわけでありませんが、ずいぶん今日まで長い間地方債の問題が論じられてきて、何とかして三十二年度はぜひこれをやらねばならぬという立場に、おそろく立つておると思ふ。こゝういふ状態でございますが、先ほど申し上げましたように、大へん地方行政に造詣が深く、また愛情をお持ちの次官として、公債費対策と

いふものはこゝういふ状態で一体いいか。やるとなればどういふ形でやらねばならないとお考えになつておるか、一つ次官の所信をこの際聞かしていただきたい。

○加藤(精)政府委員 ただいまの問題は大へん大きな問題でございます。また大臣からも十分お答えいたしております。私就任いたしました以来日が浅くて、まだ研究中でございますので、個人的な意見はなかなか申し上げかねるものでありますが、大体元利補給あるいは元利補給といふお言葉がございましたけれども、これは国のそのした処置でなしに、地方財政計画の中でその財源を見出し得るよう、将来の地方財政は地方財政計画といふものを十分に権威あらしめまして、その中で財源補助をしていくという方向に行くべきものでないかと考えております。

今回政府がとりました方向は、国の三十二年度の一般財政予算の規模を、ある程度に圧縮しようという一つの収支均衡その他のいろいろな要請がございまして、国の財政が、従来は歳出の伸びというものは地方財政の方が大きく伸びていくような形でございすけれども、戦後の特殊事情で国の歳出の計画の伸びが、近ごろあるいは恩給とかあるいはその他諸種の戦後特有の事情、賠償とかさういふようなことから伸びている関係もございまして、国家財政の方にも相当な事情がございまして、一種あまり正常ならざる方法をとつて、公債費の元利の支払いが地方財政に対する圧迫を緩和する措置を一つとつたわけでございます。この点につきましましては、大臣からしばしばお答えになられましたように、やむを得な

い事情があつたようでございますが、決してそれが最上の策だとは思つておらないのでございまして、こゝういふ問題につきましましては、国会の地方行政、地方財政に関心を持っておられる方々からも、大きな関心を持って十分御研究を願ひまして、成案を得たいといふ存念でございます。

○川村(總)委員 先ほど大臣に地方債計画のことをちよつとお尋ねいたしましたが、もう一つ地方債計画のことについておたがししておきたいと存じます。大臣からさつきいろいろお話しただけでしたが、私たちはもちろん一般會計の地方債の額を減らしていくといふこのことについては、あえて反対するものではございませんけれども、われわれが地方の自治団体の実情を見ておりますと、こゝういふように起債が非常に圧縮されて参りますと、地方の住民の仕合せを増進するといふような考え方に立つてみるならば、いろいろなやらねばならない仕事が多量でございすので、非常に困つたものだというような問題点も残つておるといふことを、痛切に考へておるわけですね。こゝういふ点は一十分御検討願ひたいと思つております。

なお公営企業関係の起債額に對しましては、できる限りの限度だといふこととございすけれども、可能な限り増額をというより、お言葉も出ておるようでございすけれども、私たちはこゝういふものにはもつとも出しておるはやめて、これは公費債なんといふものはやめて、これは政府資金で全部やられるように処置されるべきものだ、こゝういふふりに考へておるわけでありませう。こゝういふのは、これは数字がある

いは完全でないかもしれませんが、昨年度の財政投融資総額二千五百九十二億のうち、地方債としてもらったのは八百四十億だったと思つたのです。だから民間関係には一千六百六十九億、一千七百億くらい出ている。つまり低利な政府資金が民間関係にたくさん流れて出て、大事な大事な地方団体の仕事をまかなつておる金額といふのが少い。こゝういふ三千二百億の財政投融資の政府資金が出る中に、わずかに八百四十億しか政府資金が出ておらない。この大事な一般国民から集めたところの郵便貯金であるとか、簡易保険であるとか、こゝういふような金がある。そのまゝ国民大衆の仕合せにつながる事業に結びつかないで、ややともする利用されていくこの状態といふものは、よほどわれわれとしては考えなければならぬ、こゝういふような気持を持つておられますので、少くとも地方債計画の中においては公費分は取りやめて、政府資金で見えていくといふように考へることが必要じゃないか、こゝういふふりに考へておるのであります。これに對する大臣のお考えをもう一度お聞かせいたしたいと同時に、いま一つは公営企業関係の中で、電気事業関係は昨年と同じ百五十億ずつになつております。これは水道事業においては、御説明にもあつたと思ひますけれども、大きく増額されて、七十五億昨年よりも増加になつておる。交通事業においては十八億増加になつておる。これはけつこつなことではあります。電気事業関係は少しも増加を見てないといふのは、どのようなお考えに立つておられるのか、大臣からお話し

ただいでもけつこつでございますし、立案いたしました財政部長等から御説明いたしたいと思つたのです。とにかく電気事業といふものは各地方団体、特に府県は大いに力を入れてやつていくこととおるときに、こゝういふような水道事業に比して少しの増加も見えておらないといふことについては、ちよつと疑問が残つてくるのです。そこでその増加を見なかつた考え方と、あるいは将来これを三十億でも二十億でも増加する意図があるのかないのか、その辺のところを明らかにしておいていただきたい。地方債計画について以上二つの点をお聞きいたします。

○田中(國)大臣 私の方からお答えを申し上げまして、足らざるところを部長からお答え申し上げます。非常に大事な公営企業関係については、将来は公費債をやめて政府資金を直接に貸すようにする考えはないかといふ御意向でございますが、まことにこゝういふ御意見であると思ひます。そこで将来の問題といたしましては、理論的にもなるほどさういふことであると考へますので、その実現のために努力をしていきたい、御意向に沿ふように努力をして真剣にやってみようと思ひます。それから電気事業関係の起債分が増額されてない理由につきましては、部長よりお答えを申し上げます。

○小林(興)政府委員 電気事業の起債はお尋ねの通り前年度通りになつております。これはこの事業計画等を考へまして、大体三十二年がピークになつておりました。そしてお尋ねの前年度通りでよろう、こゝういふことで関係各省との間に意見がまとまつたのでございまして、しかしよく考へますと、

その後いろいろと鋼材などの値上りが非常に激しくて、既定計画はこのワクだけではなかなかできぬのじゃないか、こういう問題が実は起つてきておるのでございます。それで一応こういう計画が、資金全体のワクの関係もありましてきまつたのでありますから、これで最も合理的な運用を考へるより仕方がないと思ひますけれども、今申しましたような事情もありますので、資金の余裕等があれば、もう少しこれをふやすことにわれわれの方といたしまして、できるだけ努力をいたしたい、十億前後くらいはふやした方がいいのじゃないか、こういうふうに考へておりました、実情を見て、機会を見て、その増額のために努力をいたしたい、こういうふうに考へております。

○川村(總)委員 給与関係の問題についていろいろお聞きしなければならませんが、これはこの前関係資料をお願ひしておきました、それがまだないやうでありますから、その関係資料をいただいて、こまかにお聞きいたしたいと思ひます。

そこで最後でございますが、負担金、補助金の問題で、これはおそらく手落ちなく積算をして計画には載せてあると思ひますが、昨年の問題にかんがみて、ちよつと疑問になりましたので、今こゝでお聞きするわけです。それは農林省で計画いたしております新農村建設に対する費用、昨年も私ちよつとお尋ねいたしたのであります、それが今度の地方財政の計画に入つておるか、入つていないかという問題であります。御承知の通り昨年この問題をお尋ねしたときには、入つていない、これははつきり大臣も、当時

の後藤財政部長も答弁されたと思うので、ところがその後一年間の新農村建設のあの計画の大体大ざつぱなところをございませうけれども、われわれの知る範囲内では、結局あの計画を受けてやつてみた。ところが国からの補助でやれるものだと思つておつたところが、さうでなくて、結局六割はその地方が負担しなければならぬといふことになりまして、一体だれが負担するのかといふことになる、それはそれを実施するところの農業団体等が負担するといふやうなことで、初めお茶を濁されておつたやうでありますけれども、実際にはやはり市町村が非常に持ち出しておる、こういうのがだんだんわかつてきて、市町村でもそんなにたくさん金がかかるのはやだといふやうなこと、実際はこの事業が行き悩んでおるといふやうなことを聞いております。昨年の数字は一応別といたしまして、昨年はおそらく十九億五千万円が地方負担分になつておつたと思ひます。これはこれがずつと拡大されて、計画実施地域が千五百万円といふことになつておる。さうして予算にもその助成金として二十九億六千万円だけ組んでおります。これが国から四割補助をするのでありますから、やはり地方負担分といふものは相当大きな額になると思はれるのですが、こゝういふのは、結局市町村の地方財政計画には迷惑をかけないのだと、やはり昨年同様と言ひ切られるものであるかどうか。実際ことしの農林省の助成金の配分は、昨年と違つた考え方で配分しようとしておるやうであります、さういふやうな具体的な問題はどうか、あるいはこゝしも地

方財政計画に、自治庁としてはこゝういふやうな問題は全然別個なものとして見送つておるのか、さういふ点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 便宜私から御答弁申します。今お尋ねのいゝゆる新農村建設計画は、正確に言ひますと農山村建設総合施設費、こゝういふ名前で農林省から補助が出ておるわけでございます、これに関係する部分はもちろんで、この財政計画に繰り込んでございまして、その費目は、この消費的経費の中の三、その他の経費、国庫補助負担金を伴ふもの、これで全体で一千九十一億八千七百万、七十億余りの増になつております。この中にこの関係経費は全体で二十九億七千六百万、十五億ほどの増になつております。それに見合ふ部分はこゝにはつきり計上してございまして、なおこの補助金の使ひ方の問題につきましては、私まだ十分承知いたしておりませんので、調べまして御報告を申し上げたいと思ひます。

○川村(總)委員 私今気にかかるほんの、この問題については、実際計画を実施してこゝういふ町村で、あるいはその地域でいふ問題を起しては、さういふでございまして、本年度の計画をよくお調べいただいてお話し願ひたい。それを一つお願ひをいたしておきます。なおこゝういふ負担補助金についての関係資料といふものは、この前委員長からたしか御請求になつておるやうでございまして、できましたら一つお示しただきたい。いろいろ財政計画についてまたお尋ねすることもありますが、本日はこれで終ります。

○門司委員長 渡海君。

○渡海委員 簡単に一点だけ財政部長さんにただしたいと思ひます。

定時制の問題についてでございますが、勤労青年の勉学の場として定時制教育の重視さるべきことは当然でございます、政府におかれまして、この趣旨によりまして、本年度は三分の一の施設補助といふものを計画し、予算に計上されておるのでございまして、このやうな政府の方針に従ひまして、地方財政計画におきましても、従来全日制と比べまして相当増と申します、その計上において改善されておると確信いたしておるのでございまして、財政部長より伺ひたい。

○小林(興)政府委員 これは今お話しのとおり、定時制高校を含む高等学校の経費につきましては、いろいろな問題がございまして、これは特に府県の負担が十分でないものですから、地元、市町村に負担を押しつけておるわけではないかと思はれます、市町村も負担しておるのであります。これは負担区分を明確にする上から申しまして、私としては不本意であります。府県が出すべきものは府県が出す、市町村が出すべきものは市町村が出す、さういふうけつけをつけて財政合理化をはかりたい、こゝういふ心持を持っておるのでございまして、ただ定時制の高等学校につきましても、府県によりまして非常にアンバランスでございまして、県によつて非常にたくさん学校を作つていふところもあれば、さうでないところもあり、そこはまちまちでございまして、その間におきまして財政計画で、これは総合的、統一的に扱いにくい面

が実はあるのでございまして。さういふ点は、一面において合理的に扱つてもらふ必要があるものでございまして、これは文部省の所管でございますので、われわれといたしましてはさういふことを期待いたしておるのでございまして、いすれにいたしましても、府県の高等学校の経費等につきましても、従来不十分な面も確かにあつたのでございまして、今度交付税法の改正で交付税を増額いたしました場合に、高等学校の単位費用の計上の仕方につきましても、できるだけ財源のゆとりのある限り、高等学校の分につきまして経費を相当増高いたしまして、その運営が従来に比して改善されることになる、こゝういふやうなことを期待いたしておるのでございまして。

○渡海委員 単位費用を増加していたことは、ただいまの御答弁によつて明らかになつたのでございまして、現実の問題といたしましては、やはり市町村から補助金が出されておるものが現実の姿でございまして、これが昨年度の寄付並びに負担金の制限という問題にぶつかりまして、非常に定時制の教育を脅威したのでございまして、このために昨年度、特に三十一年度限りの措置といたしまして特例の通牒が出された、かように聞いておるのでございまして、その通牒によりまして、こゝういふな措置は三十一年度限りといふことになつておりますが、本年度におきましても漸次改善はされておりますが、なおこの問題は残る問題じやないか、かように思ひますが、時あたかも市町村の予算を組んでおります時期におきまして、各市町村におきましてはこの問題について相当予算の編成

上苦慮しているんじゃないか、かように思うのですが、本年度も引き続いてこれらの特別措置がお認め願えるような御方針でございませうか、もしそうでございませうならば、あらためて通牒を出していただくようなお考えであるかどうか、御確答を承わりたいと思います。

○小林(興)政府委員 お尋ねごもっともでございまして、去年はとりあえず三十一年度の措置として、寄付、負担金の特例を考へざるを得まい、こういうことで通知をいたしましたのでございします。それは一つには、三十二年度において一般財源の増強によつて府県の負担が十二分に果し得ることを期待しておつたわけでございしますが、先ほど申しました通り、かなり単位費用を上げることはできませんでした。これでもう直ちに府県で百パーセント背負いされるというところは私には言いにくい状態だろうと思ひます。でございしますので、高等学校の運営に支障のないよう、その点は従来の扱いをある程度緩和と申しします。明年度におきましてもある程度の暫定措置を講ぜざるを得ないんじゃないか、こういうふうに考へておりまして、一つ実情に即するよう、その扱いをきめて地方に通知をいたしたいと思ひております。

○門司委員長 この際私から大臣に一つ御注文があるのですが、それはさつき大臣から御答弁のございました、三十三年度分の当然地方に交付すべき交付金額の一部は三十二年度に交付する、こういうことになっていると思ひまして、これに対する川村委員の質問に答えて大臣は、まだそのあとの穴埋めの措置は大蔵大臣との間に話がついて

いない、こういう趣旨の御答弁があつたのでございしますが、このことは非常に重大な問題でございまして、地方財政を考へて参ります場合に、これらの措置が十分でない限りにおいては、たといこれに關する法律案が出て参りましても、これは委員会が審議するわけにいかぬと思ひます。従つてこれはぜひ今審議して参ります過程の中で、はつきり三十三年度にはこれはどういふ処置をするという態度をきめていただきたいと思ひます。それでございませんと、ここで税法あるいは計願その他を見て参りましても、先がまづ暗で、そうしてこれをその場限りの法律として通すというところは、地方の自治体に対してはかなり不安を与えることであり、あまり親切なやり方ではないと思ひます。

ですから、この点は特にこのいろいろな議案を審議いたしております過程の中で、ぜひ議案審議に支障のないよう、大蔵大臣との話し合いによつて態度をきめて御報告を願ひたいと思ひます。それからもう一つの問題は、今問題になつております財政計画と同時に、地方財政にきわめて大きな影響を持つ一つの部門であります例の自衛隊、駐留軍等の所在する市町村の固定資産に対する交付金をどうするかという問題であつて、それは予算を見て参りますと、五億が計上されております。これがいまだに政府の方では、法律によつて交付するの、あるいは調達庁あるいは大蔵省あたりが何かつまみ金のようなどころでこれを交付するやうなことを考へてゐるのか、その態度が明確になつていないようにわれわれは承わつております。これが地方財政に及ぼします影響はきわめて大きい。この額が

多いとか少いということは一応論議の別といたしまして、この金の処置といふものは地方の財政にとつては、やはりきわめて大きな影響を持つておりますので、これらの態度をすみやかにきめていただきたい。そういたしまして、地方財政計画にいたしまして、税法にいたしまして、あるいは交付税のいろいろな議案は出ておりますが、これらの審議に大きな支障をきたすと思ひますので、この点はぜひ大臣からすみやかに委員会に報告のできまうように御配慮を願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、これは事務当局に注文しておきたいのですが、先ほどの川村君でありましたか、あるいは大矢君からの質問の中に、地方の自治体が国及び地方の都道府県に交付金をいたしております額が、大体四百億から五、六百億くらいという数字の概算の説明がございましたが、これも私はある程度三十年度の決算を見て参りますと、この金は出てきてゐると思ひます。従つて都道府県が国にどれくらいの分を出してゐる、あるいは市町村が国及び都道府県にどれくらいの額を一体出してゐるかというこの数字を一つお示しを願へば私は非常に幸いだと思ひます。

それからもう一つは、地方住民が都道府県あるいは市町村というやうなところ、税外負担をいたしております額も非常にたくさん上つておるといふことも、大臣も承認されておつたやうであります。これらの総額が一体どのくらいになつておるかといふことを一つ明らかにしてもらいたい。そして地方財政計画を行なつております

するこの財政規模と、ほんとうに出しております地方自治体の総額と、さらに地方住民の負担といふもの、この三つを並行して審議することが私は正しい審議のあり方になりはしないかと思ひますので、この点は審議をいたしております間に、一つ資料としてぜひ出していただきたい、これだけを要求しておきます。

○小林(興)政府委員 ちょっと今のお話に關連しまして、先ほど大臣が四百億と申されましたのは、今の住民から公共団体がもつてゐる寄付の額の一応推定を申されたのでございします。それから公共団体相互及び公共団体と国との關係等につきましては、国に対してはもう今寄付はできぬことになつておりますから、ないと思ひますが、なお決算の上におきましてわかり得る範圍のことは一つ調べて、御報告申し上げたいと思ひます。住民から集まつてゐる寄付は、われわれのところにも正確な資料がございまして、ほんとうの推定でございしますので、その点はできるだけ資料を整えますが、御了承を得ておきたいと思ひます。

○門司委員長 それでは午前中の会議をこれで一応休憩いたしまして、午後二時から再開することにしたしたいと思います。

なお、午後二時は本会議の關係等もございしますので、あるいは休憩のまま本日は会議を開かぬことがあるかもしれませんが、その点は含んでいただきまして、一応二時から午後の会議を再開したいと思ひます。

午後一時二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十三年三月七日印刷

昭和三十三年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局